

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和 8 年 6 月 30 日 付け札幌市公共交通協議会協議運賃部会において、株式会社じょうてつが運行する路線バスの運賃及び料金に係る事項に関し、下記のとおり、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線等

令和 8 年 6 月 30 日 現在、札幌市内において特殊区間制の運賃を適用している路線等

2 協議が調っている運賃の種類、額及び適用方法

令和 9 年 4 月 1 日 以降、各種運賃を以下のとおりとする。

運賃の種類		金額、適用方法
片道普通旅客運賃	大人	特殊区間 1 区270円、特殊区間 2 区300円
	小児	大人普通旅客運賃の半額 ※10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
通勤定期・通学定期旅客運賃		上記片道普通旅客運賃を基準運賃として算出した運賃とする。
普通回数旅客運賃		なお、具体的な金額は、株式会社じょうてつが既に認可を受けた方法により算出したものとする。

3 その他

令和 8 年 7 月 1 日 以降、株式会社じょうてつが札幌市内において、「路線や運行系統の新設及び変更」並びに「停留所の新設、変更及び廃止」など、特殊区間制の運賃に関係する申請又は届出を行う場合は、これらに伴い新たに定められる特殊区間 1 区、2 区及び対キロ区間の区界につき、既存の路線との均衡が図られることを前提として、上記 2 に記載する内容を適用できることとする。

令和 8 年 6 月 30 日
札幌市公共交通協議会協議運賃部会
部会長 飯田 敏之